

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

健康福祉部 保険年金課

監査期間 令和2年1月 6日から
令和2年1月24日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況	検 証 結 果
ア 契約事務において、契約締結伺いに1者と随意契約をする理由が記載されていないものや不明確なものがあった。 事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。【地方自治法施行令第167条の2第1項】	随意契約の合理的な理由を追記した。	随意契約の合理的な理由を追記した。
	事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行する。	事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を行っている。決裁時には、合理的理由であるか確認を徹底している。
イ 文書取扱い事務において、主査が専決者であるにもかかわらず、課長補佐が専決者となっていたものが散見された。 決裁規定に則った適正な事務を遂行されたい。【決裁規程第8条】	指摘以降の決裁については、主査専決とした。	課長補佐が専決者となっていた文書については、指摘事項以降主査専決になっている。
	なお、決裁規程を担当内で共有し、適正な事務を遂行できるようにしている。	指摘後は適正な事務に努めている。
ウ 情報セキュリティ事務において、USBメモリ等外部記憶媒体使用記録簿が作成されていなかった。 情報セキュリティポリシーに基づき定められた取扱い手順を十分確認し、適正な事務を遂行されたい。【USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順】	USBメモリ等外部媒体仕様記録簿を作成し、USB使用時に記録し管理者の確認を受けるよう周知した。	USBを使用する都度、USBメモリ等外部媒体仕様記録簿に記録し管理者の確認を受けている。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。

(様式第 1 号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

健康福祉部 健康課

監査期間 令和 2 年 1 月 6 日から
令和 2 年 1 月 24 日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況	検 証 結 果
ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取り扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。		
(ア) 契約締結伺いにおいて、1 者と随意契約を締結する理由が不明確なものが散見された。【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項】	随意契約においては、2 者以上から見積書を徴収します。1 者との随意契約でなければ締結できない場合は、その理由を明確にするとともに、起案者以外の決裁者及び合議者において 1 者での随意契約の必要性を再度確認します。	契約チェックシートを活用し、決裁者、合議者が、1 者での随意契約についてチェックしております。
(イ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた再委託承認申請書を受けていたにもかかわらず、承認の決裁をしていないものがあった。【特記仕様書第 7 条第 2 項】	再委託承認書を作成しました。	以後注意しております。
(ウ) 清掃業務委託契約書第 2 条第 2 項で、業務の範囲及び業務処理基準は、基準書にさだめることとなっているが、基準書が作成されていなかった。【契約書第 2 条第 2 項】	令和 2 年度の業務委託契約書締結から基準書を作成します。	基準書を作成して正しく契約を交わしております。
イ 渡船回数券の受払簿（出納簿）が作成されていなかった。受払簿を作成し、確実な管理体制を構築されたい。【物品管理要綱第 10 条】	受払簿を作成し、渡船回数券の受払いについて適正に管理しました。	受払簿を作成し、適正に管理しております。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された 4～6 ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。